

### 3 学校が避難所となる際の基本対応

災害発生時に、学校が避難所として重要な役割を果たすことがある。児童生徒の安全・安心の確保、教育活動の再開・復旧とともに、施設管理者として、避難所運営に協力し適切に対応することが重要である。

#### 【災害時の学校の役割】

- i 児童生徒の安全・安心の確保
- ii 教育活動の早期再開・復旧に向けての取組
- iii 施設管理者としての避難所運営への協力

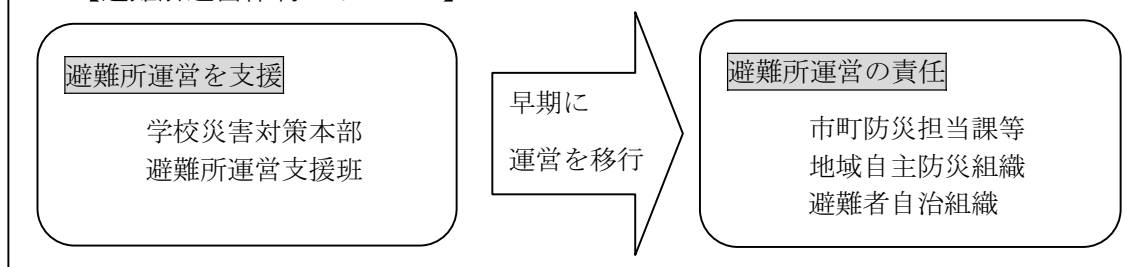
#### (1) 運営体制

災害発生時において学校が避難所となった場合には、校長は、学校防災マニュアルに基づき、避難所の開設および管理運営に協力する。避難所の管理運営は、市町防災担当課等職員(以下「市町職員」という)が担当し、教職員は、市町災害対策本部、地域自主防災組織、避難者自治組織、ボランティアとの連携を密にし、円滑な運営を協力する。

なお、大災害発生初期の段階においては、市町職員による対応が困難な場合も想定される。そのため、災害発生直後数日間は教職員がリーダーシップをとって避難所運営を支援することが十分考えられる。(参考：平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、災害発生直後数日から10日以上、学校における避難所運営を教職員が担った実例がある。)

避難所運営本部長は、市町防災担当課等、地域自主防災組織、避難者自治組織の代表者が行うものであるが、災害発生時において該当者が避難所に存在しない場合は、校長が代理本部長を務める。したがって、あらかじめ、市町防災担当課および地域の自主防災組織等と避難所の運営に関して、整理しておくことが重要である。

#### 【避難所運営体制のイメージ】



#### (2) 避難所運営支援のポイント

避難所の円滑な運営と、早期の教育の再開・復旧の観点から、避難所となる学校の施設の使用について、市町防災担当課および地域の自主防災組織等と避難所の運営に関して、以下を参考に整理しておく。

#### 【避難所に関する整理事項】

- i 避難所の運営体制
- ii 学校施設の使用方法
- iii 鍵の保管・解錠  
※夜間・休日に災害が発生した際、体育館等の鍵を開ける者等
- iv 資機材等の保管状況
- v 避難所における業務と役割
- vi 地域のスーパー等との協力体制の締結

### 【学校が避難所となった際の施設利用の考え方】

- i 避難者の居住場所  
安全点検が済んだ施設（部屋）から、避難者の居住場所を確保する。  
例 体育館、講堂・ホール  
(普通教室は、災害対策上やむを得ない場合に限り開放するが、教育活動の再開に備え、必要数確保しておくことが重要である。)
- ii 学校および避難所の管理・運営に必要な場所（避難者の居住場所にしない場所）
  - 例1 管理のために用いる場所  
校長室、事務室、職員室、会議室、保健室、調理室、放送室、視聴覚室、倉庫
  - 例2 避難所運営に必要な場所  
会議室、物資の保管スペース
  - 例3 避難者の共通利用場所として、避難者の占有を避ける場所  
玄関、廊下、階段、トイレ、水場の周辺
  - ※ 男子・女子トイレの明確な分離
  - ※ 女性の更衣室 要援護者の身辺介護室 等
- iii 危険な薬品や施設・設備がある場所（避難者の居住場所にしない場所）  
例 理科室、実習室、機械室
- iv 状況に応じて必要となる場所  
例 ペットの飼育場所、遺体収容場所

### (3) 初動体制

避難所の開設運営は、災害発生 の時間帯や規模・程度等により、教職員が避難所（体育館等）を解錠し、避難者を誘導するといった初動体制をとることが必要な場合がある。

- i 初動時に必要な業務の例
  - ・ 校内にいる児童生徒の安否確認、避難誘導
  - ・ 応急手当
  - ・ 避難所の解錠、避難者の受け入れ準備
  - ・ 避難者の受け入れ誘導
  - ・ 市町災害対策本部、教育委員会との連絡、情報収集
- ii 初動時に必要な役割の例
  - ・ 児童生徒の安全確保担当
  - ・ 救護衛生担当
  - ・ 施設開放担当
  - ・ 避難者誘導担当
  - ・ 情報担当

#### (4) 学校の対応

##### ① 災害発生時に児童生徒が在校中の場合

###### ア 災害発生直後の避難所開設

- (ア) 児童生徒および教職員の安否を確認する。
- (イ) 負傷者の応急手当、必要に応じて救急車の手配、病院への搬送を行う。
- (ウ) 施設、設備等の被害状況を点検する。
- (エ) あらかじめ定めてある優先順位にしたがって、避難所の使用を開始する。
- (オ) 児童生徒および避難者を避難所へ誘導する。
- (カ) 保護者が避難してきた場合、児童生徒を引き渡す（記録しておく）。
- (キ) 市町災害対策本部、教育委員会へ状況を連絡する。

###### イ 避難所運営委員会による運営への移行前

- (ア) 避難所運営委員会の立ち上げや運営に関する協議のために、市町防災担当、自主防災組織、学校が会議を行う場所を提供する。
- (イ) 市町防災担当、自主防災組織等と連携し、避難所運営に必要な業務が開始されるよう努める。

##### 【避難所における主な業務例】

- i 災害対策本部との連絡
- ii 各種情報の収集・提供
- iii 避難者名簿の作成・管理
- iv 施設管理、設備・資機材の調達
- v 生活物資・食糧の調達・管理・配給
- vi 医療機関、要援護者への対応
- vii 衛生管理への対応
- viii ボランティア受け入れ対応

- (ウ) 可能であれば、教育活動の早期再開・復旧に向けた検討等を開始する。

###### ウ 避難所運営委員会による運営開始後

- (ア) 避難所運営委員会に施設管理者として参加する。
- (イ) 教育活動の早期再開・復旧に向けた取組を本格的に開始する。

##### ② 災害発生時に児童生徒が在校していない場合

###### ア 教職員が在校している場合

校長に連絡するとともに、災害発生時に児童生徒が在校中の場合に準じて、避難所開設に向けた対応を行う（管理職、教育委員会に連絡がつかない場合も適切に対応する。）。

学校外にいた教職員は、学校の緊急動員計画に基づき、学校に行き、必要な対応を開始する。

###### イ 教職員が在校していない場合

教職員は、学校の緊急動員計画に基づき、学校に行き、必要な対応を開始する。

##### (注) 「避難場所」と「避難所」の違い

- 「避難場所」とは、地震によって発生した火災から身を守るためや、多数の住民の避難を円滑にするため、一時的に留まるところを一般的に「避難場所」と言う。基本的に、食料や水の備えなどはないが、一時的に身の安全が確保できる。例) 学校の運動場等。
- 「避難所」とは、大規模な災害によって避難生活が長期化する場合や、被害を受ける恐れのある場合に、一定の期間生活するところを通常、「避難所」と言う。基本的には、飲料水やトイレなどを備えているので、長期的に身の安全を確保することができる。例) 学校の体育館や教室、公共施設等。

(5) 避難所としての学校の基本対応フロー〔例〕

※市町と協議のうえ、各学校ごとに取り決めておくことが大切である。



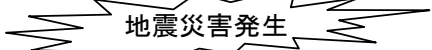
留 意 事 項

学校災害対策本部の設置	<input type="checkbox"/> 本部は会議室等に設置 <input type="checkbox"/> 避難所運営支援班の構成人数および役割分担の決定 <input type="checkbox"/> 地域の自主防災組織や市町防災担当課等の職員等との協力体制の確立 <input type="checkbox"/> 学校医・地域の医師会との連携
↓	
施設等開放区域の明示	<input type="checkbox"/> 開放できる区域の明示 (校長室、職員室、事務室、保健室等の管理運営上必要な場所や危険なものがある特別教室は開放しない) <input type="checkbox"/> お年寄りや障害のある人への優先的配慮 <input type="checkbox"/> 事前に決めておいた優先順位にしたがって施設等を開放 <input type="checkbox"/> 立入禁止区域の明示 <input type="checkbox"/> 緊急車両等の駐車スペースの確保
↓	
避難者の誘導	<input type="checkbox"/> 避難所使用のマナーと一般的注意の徹底 <input type="checkbox"/> 担当者による誘導 <input type="checkbox"/> 自家用車は原則乗り入れ禁止
↓	
救護物資の調達配給	<input type="checkbox"/> 配給時におけるトラブルの回避 <input type="checkbox"/> 食料、医療物資等の市町対策本部への要請 <input type="checkbox"/> お年寄り、障害のある人等や、非常持ち出し品のない方を優先 <input type="checkbox"/> 食事、救護物資の配給経路の把握
↓	
衛生環境の整備	<input type="checkbox"/> 仮設トイレの設置 <input type="checkbox"/> ゴミの収集場所の管理 <input type="checkbox"/> 食中毒や感染症等、衛生面への配慮
↓	
仮設テントの設置	<input type="checkbox"/> 緊急車両の進入の妨げとならない場所に
↓	
避難所運営組織づくりへの支援	<input type="checkbox"/> 運営本部長、副本部長との連携 <input type="checkbox"/> 班編制、班長会議についての助言 <input type="checkbox"/> 避難所生活の基本的ルールについての助言
↓	
ボランティアの受け入れ	<input type="checkbox"/> 専門ボランティアにコーディネートを依頼 <input type="checkbox"/> 活動拠点の設置 <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターとの連携
↓	
炊き出しへの協力	<input type="checkbox"/> 使用可能な調理室・給食室等の提供 <input type="checkbox"/> 献立、衛生管理等についての助言
↓	
避難者の名簿づくり	<input type="checkbox"/> 原則として入居時に記入(氏名、性別、年齢、住所等) <input type="checkbox"/> すみやかな名簿の作成と更新
↓	
情報連絡活動	<input type="checkbox"/> 避難者用緊急電話の設置依頼 <input type="checkbox"/> メディア等を活用した情報収集 <input type="checkbox"/> 日本語が分からない外国人の方や配慮が必要な方のための案内看板等
↓	
自主防災組織への移行	<input type="checkbox"/> 避難所運営が避難住民の自治組織に移行した後は、教職員は側面からの支援を行う

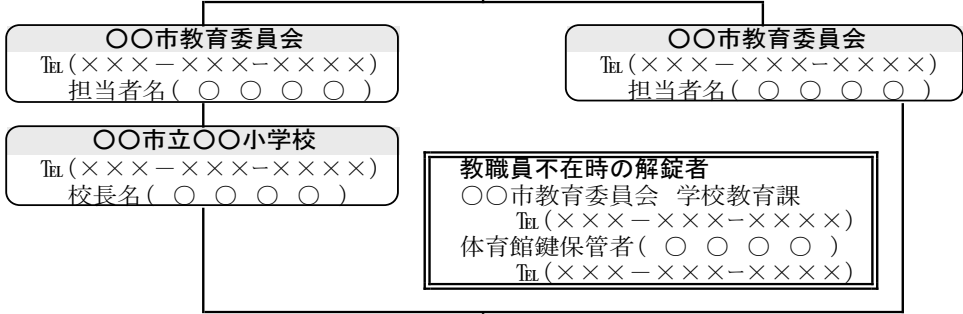
**作成例**  
【様式5】

1日目(初動体制)

# 避難所運営支援計画



〇〇市 災害対策本部  
連絡先 Tel( 〇 〇 〇 〇 )



**現地対策本部設置**  
責任者:( 〇 〇 〇 〇 ) 校長:( 〇 〇 〇 〇 ) 補佐:( 〇 〇 〇 〇 )  
場所:〇〇市立〇〇小学校内  
構成委員:〇〇市担当者名 学校管理者:( 〇〇 〇〇 ) 地域住民代表者( 〇〇 〇〇 )

- 避難所施設安全確認および安全確保
- 使用施設の被災状況調査
- 避難所開設可・不可の判断

**【使用可・不可の判断基準】**

<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリートつくりで、柱の鉄筋が見える	<input type="checkbox"/> 天井が落下しそうな状態
<input type="checkbox"/> 隙間の深さが3センチ以上の亀裂が入る	<input type="checkbox"/> ガス漏れ
<input type="checkbox"/> 木造の柱や梁の接合部分が外れかかったり、柱が3度以上傾く	<input type="checkbox"/> 運動場等の液状化・地盤沈下・亀裂

※判断困難な箇所については、専門家の診断を依頼する。  
依頼先 〇〇市災害対策本部 Tel(×××-×××-××××)

